

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

28 November 2024

「アジア太平洋地域プライベート・クレジットガイド（英語）」 第3版発行のお知らせ

本ガイドでは、アジア太平洋地域の14の法域においてプライベート・クレジット・プロバイダーが考慮すべき点の概要と、法域ごとのより詳細な最新の分析をカバーしています。

アジア太平洋地域の資金調達市場全体としては、銀行が依然として大きなシェアを占めています。一方、資金調達コストの上昇や規制当局による銀行に対する監督の強化により、状況は変化しつつあり、資金提供の柔軟性と迅速性を有するプライベート・クレジット・プロバイダーの役割が重要度を増しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 100

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

今月 11 月号をもちまして、創刊 100 号を迎えることができました。これもひとえにご愛読くださる皆様のおかげと、一同深く感謝しております。

Vol. 100 となる本号では、日本における令和 6 年投資事業有限責任組合契約に関する法律の改正、英国における 2024 年秋季予算案等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：令和 6 年投資事業有限責任組合契約に関する法律の改正

2. アジア

中国：法定退職年齢の引き上げ — 使用者に与える影響

マレーシア：2025 年度予算案における税務上のハイライト

フィリピン：非居住者デジタルサービスプロバイダーに対する VAT 課税を定める新法への署名

3. 豪州

オーストラリア：マネーロンダリング及びテロ資金供与対策法の重要な改正案が提出 — 規制対象となる業務が拡大

4. 欧州

英国：2024 年秋季予算案

ルクセンブルク：商業・企業登録手続の変更と個人識別番号の提出

5. ESG / Sustainability

EU：欧州議会が森林破壊防止デューデリジェンス規則の適用を延期する改正案を可決

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセットなどの急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編などを背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや地域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



1. 日本

日本

令和6年投資事業有限責任組合契約に関する法律の改正

2024年6月7日に「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」が公布され、投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下、「LPS法」）が改正されることとなった（以下、「本改正」）。本改正は、国内事業者の海外進出への資金供給を容易にすること、暗号資産への投資によるWeb3.0スタートアップへの資金供給を可能とすること及び合同会社として設立されるスタートアップへの資金供給を可能とすることを主な目的とするものである¹。

本改正の主な項目は、①投資事業有限責任組合（以下、「LPS」）による海外投資比率規制の見直し、②暗号資産の取得等に係る見直し、③合同会社持分の取得等に係る見直し及び④監査意見の範囲の変更の4点である。これらの改正項目のうち、①、③及び④については2024年9月2日に施行されており、②については本改正の公布日から1年以内の施行が予定されている²。以下、本改正の改正項目の概要を紹介する。

1. LPSによる海外投資比率規制の見直し

本改正前は、LPSが外国法人へ投資する際には、当該外国法人と国内法人の関係にかかわらず、「外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有」について、その価額の合計額は総組合員の出資の総額の50%未満の範囲で行わなければならない（以下、「海外投資比率規制」）とされていた（改正前LPS法3条1項11号、改正前LPS法施行令3条）。

本改正により、「外国法人」から「本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者」が除かれることとなった（改正後LPS法2条1項）。具体的には、以下の者が「外国法人」から除かれる。

- ① 本邦法人又は本邦人（本邦法人等）により総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有されている者その他本邦法人等により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配されている者として経済産業省令で定めるもの（以下「子法人等」）（LPS法施行令1条1項1号）
- ② 本邦法人等又は子法人等との間の売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の50以上である者その他本邦法人等又は子法人等が出資、役員その他これに準ずる役職への本邦法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者として経済産業省令で定めるもの（LPS法施行令1条1項2号）

また、本改正により、これらの「外国法人」から除かれる者については、LPSによる取得及び保有の対象となる株式、持分、新株予約権又は指定有価

¹ 経済産業省 HP「令和6年LPS法（投資事業有限責任組合契約に関する法律）の改正」より。https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/LPS-kaiseigaiyo_2024.pdf

² 経済産業省 HP「『新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律』の一部が施行されました」より。<https://www.meti.go.jp/press/2024/09/20240902001/20240902001.html>

「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適切にしなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジットセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



証券（以下、「株式等」）に、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含むとされた（改正後 LPS 法 3 条 2 項、同条 1 項 1 号から 3 号、6 号及び 8 号）。

上記の改正により、「外国法人」から除かれる者の発行する株式等に相当する有価証券であれば、海外投資比率規制の適用を受けず、国内法人の株式等と同様に、LPS による取得及び保有が認められることとなった。

2. 暗号資産の取得等に係る見直し

LPS の営むことのできる事業は LPS 法 3 条 1 項に定められたものに限定されているところ、本改正前は、LPS による暗号資産の取得等は認められていなかった。

本改正により、LPS の営むことのできる事業に暗号資産の取得等が追加された（改正後 LPS 法 3 条 1 項 6 号の 2、8 号及び 11 号）。この改正の施行後は、LPS による暗号資産の取得等が認められることとなる。

3. 合同会社持分の取得等に係る見直し

上記のとおり、LPS の営むことのできる事業は LPS 法 3 条 1 項に定められたものに限定されているところ、本改正前は、LPS による合同会社持分の取得等は認められていなかった。

本改正により、LPS の営むことのできる事業に合同会社持分の取得等が追加された（改正後 LPS 法 3 条 1 項 1 号及び 2 号）。これによって、LPS による合同会社持分の取得等が認められることとなった。

4. 監査意見の範囲の変更

LPS 法では、LPS の無限責任組合員は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書を作成し、5 年間主たる事務所に備え置くことに加え、組合契約書及び公認会計士又は監査法人の意見書を併せて備え置くことが義務付けられている（LPS 法 8 条 1 項及び 2 項）。

本改正前は、公認会計士又は監査法人の意見書の対象には、業務報告書及びその附属明細書における会計に関する部分も含まれていた。本改正により、同意見書の対象は「貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るもの」に限定されることが明記された（改正後 LPS 法 8 条 2 項）。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

中国

法定退職年齢の引き上げ — 使用者に与える影響

2024 年 9 月 13 日、全国人民代表大会常務委員会は、「法定退職年齢の段階的延長に関する決定」（以下、「本決定」）を発表した。また同日、國務院は新たな定年政策の実施について詳述した「法定退職年齢の段階的延長に関する弁法」（以下、「本弁法」）を公布した。

中国の法定退職年齢は世界的に見ても低く、急速に高齢化が進む中国において、法定退職年齢の引き上げについては長年議論がなされてきた。現在、中国の年金制度は、年金受給者の増加と労働人口の減少により、資金不足に陥っている。しかし、フランスで法定退職年齢を引き上げた際に政治的反発

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



があったこともあり、中国政府はこれまで必要とされてきた改革を実施することに躊躇していた。

現在の中国における法定退職年齢は、男性が60歳、幹部（管理職及び上級技術職を指す）の女性が55歳、通常的女性労働者（以下、「女性労働者」）が50歳である。

国民年金を受給する要件として、労働者は少なくとも15年間、国営の社会保険（年金基金を含む。）に納付している必要がある。また、労働者は、法定退職年齢を超えても働くことは可能であるが、原則として労働関係法令で保護される「労働者」とは扱われず、民法に準拠する労務契約に基づき雇用されることとなる。なお、一部の都市では、法定退職年齢を超えて働く労働者の扱いに関する、独自の地域政策が実施されている。

本決定は2025年1月1日に施行され、法定退職年齢は、15年間にわたり段階的に引き上げられる。最終的には、男性が63歳、幹部の女性が58歳、女性労働者が55歳まで引き上げられることとなる。本弁法では、以下のとおり定められている。

- 全ての男性及び幹部の女性について、2025年1月1日以降、法定退職年齢がそれぞれ63歳、58歳に達するまで、4か月経過するごとに1か月ずつ引き上げられる。また、女性労働者について、2025年1月1日以降、法定退職年齢が55歳に達するまで、2か月経過するごとに1か月ずつ引き上げられる。
- 本弁法には、労働者の生年月日に基づく新たな法定退職年齢が記載された別紙が付されているため、使用者が自ら新たな法定退職年齢を計算する必要はない。
- 年金を受給する要件である年金基金への納付期間が長くなる。上記のとおり、現在は、少なくとも15年間の納付が必要となっている。2030年1月1日からは、毎年6か月ずつ納付期間が延長され、最終的には20年間にまで引き上げられる。本弁法には、20年に延長されるまでの具体的な納付期間が記載された別紙が付されている。
- 本決定では、国民年金受給のための最低納付期間を満たした労働者は、最大3年の早期退職をすることができる。しかし、現在の法定退職年齢（男性は60歳、幹部の女性は55歳、女性労働者は50歳）を下回って早期退職することはできない。また、労働者が退職を延期したい場合、使用者との合意により最大3年の延期ができる。
- 使用者は、法定退職年齢を超えた人を雇用する場合であっても、報酬、休暇、労働安全衛生、労働災害対応など、労働者の基本的な利益を確保しなくてはならない。

使用者の留意事項

退職年齢を迎える人が増えるにつれ、退職に関する紛争及び相談が急増している。特に、法律が重要な点に関し明確さを欠いているため、問題を複雑化させている。一般的に争いとなるのが、女性労働者の退職年齢が50歳なのか、55歳なのかということである。これは法律が、「幹部」と「女性労働者」の定義付けや例示列挙を行っていないことに起因して争いとなる。退職年齢が何歳であるかは、労働者がいつ労働関係法令による保護を失うのか、特に解雇からの保護の有無に直結する重要な問題である。また、労働者が法定退職年齢を迎えた場合に自動的に雇用契約が終了するのか、その前に年金の受給を開始しなくてはならないのか、この点についての労働契約法令とその施行規則の定めが異なるため、争いとなっている。

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



使用者は、労働者との雇用契約がいつ自動的に終了し、いつ労働関係法令の保護を失うかに関係するため、新たな定年政策における労働者の法定退職年齢、年金受給開始時期に留意する必要がある。また、各都市が法の枠組みの中で、法の不十分さを補うため、退職紛争に関する独自の地域政策や慣行を有していることに留意する必要がある。そして使用者は、退職年齢に近い労働者からの早期退職や最大3年の退職延期の要求に対応する準備を整え、他の労働者から恣意的、不公平と思われるよう、社内に対応を統一する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

マレーシア

2025年度予算案における税務上のハイライト

要旨

2024年10月18日、マレーシアのアンワル・イブラヒム（Dato' Seri Anwar Ibrahim）首相兼財務大臣は、「経済の再活性化、改革の推進、国民の繁栄」をテーマとする、マレーシア2025年度予算案を提出した。本予算案は、MADANI経済政策に関する予算としては3つ目のものであり、過去最大となる4,210億マレーシアリングギット（RM）が計上されている。本記事では、本予算案の主な税務上のハイライトを紹介する。

配当税

- 2025 賦課年度から、個人株主が一年間に 10 万 RM を超える配当所得を得た場合、一定の計算式により算出される Chargeable dividend income に対して 2% の配当税が課せられる。
- 一定の種類の配当所得は配当税の計算対象から除外されており、これには例えば以下のものが含まれる。
 - 海外から受領した配当所得
 - パイオニアステータス及び投資控除（reinvestment allowances）が適用される会社の収益から分配された配当
 - 免税ステータスを有する海運会社の収益から分配された配当
 - 居住者がラブアンの企業から受領した配当
 - 株主レベルで配当所得に対して財務省の規定する免税措置が適用される場合のその配当
- 配当税は、従業員積立基金（Employees' Provident Fund）、軍隊基金（Lembaga Tabung Angkatan Tentera）、ユニットトラスト会社（Amanah Saham Nasional Berhad）その他のユニットトラストが行う、その拠出者及び預金者に対する収益配当には適用されない。

売上税

- 2025 年 5 月 1 日から、輸入高級品（サーモン、アボカドなど）のような非必需品に課される売上税が引き上げられる。
- 2025 年 5 月 1 日以降開始される一部のサービスについて、売上税が新たに適用される。これには、企業間での商業サービス取引（金融機関による手数料など）が含まれる。

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



炭素税

- 2026年度に、金属、鉄鋼及びエネルギー産業に対して課される炭素税が導入される。炭素税の導入は、低炭素技術の利用を奨励することを目的としている。

印紙税に関する自己申告納税制度

- 効率性の向上と法遵守の強化を目的として、印紙税自己申告納税制度（self-assessment stamp duty system（以下、「STSDS」））の導入が提案されている。
- 印紙税の納税者及びその代理人は、支払うべき印紙税について自己申告し、特定の期限までに支払いを行わなければならない。
- STSDSは、以下の複数のフェーズを経て導入される予定である。
 - フェーズ1（2026年1月1日）：賃貸借、有価証券等に関連する書面又は契約書
 - フェーズ2（2027年1月1日）：所有権の移転に関する書面
 - フェーズ3（2028年1月1日）：フェーズ1、2以外の書面又は契約書

主要な優遇税制・控除

- 新たな投資インセンティブフレームワークの導入
- 本予算案では、ローカルサプライチェーンを強化するため、以下の優遇措置を伴う、サプライチェーン強靱化イニシアチブ（Supply Chain Resilience Initiative、（以下、「SCRI」））の導入が提案されている。
 - 多国籍企業（multinational enterprises（以下、「MNEs」））が、1年間にSCRIのために経費を支出した場合（最大200万RM）、その経費の二倍に相当する所得控除を3年間連続で受けることができる。
 - MNEs又はそのサプライヤーが他のローカルサプライヤーと共に合併事業を行う場合、その合併事業に支出した投資金額に相当する所得控除を受けることができる。
 - ローカルサプライヤーは、SCRIにかかる支出経費ベースではなく、SCRIによる成果ベースの税制優遇措置の適用を受けることができる。
 - 電気・電子機器、特殊化学製品、医療機器に関する分野におけるローカルサプライヤーの発展のため、株式クラウドファンディング・プラットフォームを通じて、1億RMを超える資金が提供される。
 - SCRIに基づき、ペルリス、サバにおける再生可能エネルギー、パハン、トレンガヌにおける特殊化学産業など、州の特産品に基づいた経済集積を構築することが提案されている。
 - 地域間の経済格差を是正するため、ペルリス、ケダ、クランタン、トレンガヌ、サバ、サラワクにおける21の経済分野への投資に対し、特別税率による所得税優遇措置が設けられる。

「Workforce Redesign」ガイド のお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- ESG ベースの投資を促進することを目的として、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（carbon capture, utilization and storage）活動に対する投資税控除や所得税免税などの優遇税制が提供される。
- 2. グローバルミニマム課税（GMT）に関連する税制優遇
 - 2025年1月1日から GMT が実施されることを考慮し、政府は戦略的投資税額控除の導入の可能性を検討している。
 - 政府は、既存の優遇措置の合理化と新たな（税制上のものではない）優遇措置の導入に着手している。
- 3. ジョホール・シンガポール経済特区（JSSEZ）
 - 2024年度末、JSSEZに関する追加の特別優遇措置が発表される予定である。
- 4. フォレストシティ経済特区（FCSFZ）
 - 観光を促進するため、政府はフォレストシティを免税島とすることが承認されたと発表した。また、グローバル金融サービスやフィンテックなどの金融関連活動を促進するため、FCSFZにおいて税制優遇措置を導入することが提案されている。
- 5. E-invoicing の導入に関する税制優遇
- 6. ICT 機器及びコンピュータソフトウェアパッケージの購入費、コンサルタント料、ライセンス料並びにカスタマイズされたコンピュータソフトウェア開発に関連する付帯費用は、加速償却の対象となり、2年間で全額を損金算入することができる。
- 7. ラブアンにおけるタカフル（takaful）関連の活動に対する所得免税の拡張
 - 2025 賦課年度から 2028 賦課年度まで、イスラム金融活動を行うラブアンでの取引活動に対し提供されている所得税の全額免税措置の対象が、ラブアンのタカフル事業活動及びその関連活動に拡張される。
- 8. 輸出奨励税制
 - 2025 賦課年度から、輸出奨励税制が集積回路設計サービスに拡張して適用される。
 - 指定されたサービス活動に従事する会社は、輸出増加額の 50% に相当する所得控除（所得の額の最大 70%）を申請することができる。
- 9. スマート物流センター（SLC）税制
 - 第 4 次産業革命の要素（例えば、人工知能、IoT、ブロックチェーン）の利用など、物流事業における最新技術の導入を促進するため、要件を満たした SLC 会社が利用できる投資控除の導入が提案されている。
 - 要件を満たした SLC 会社は、5 年以内に生じた適格資本支出の 60% の投資控除を受けることができる。
 - 本控除は、各賦課年度における所得の 70% までと相殺することができる。
- 10. 自動化に関する優遇措置

「グローバル・パブリック M&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリック M&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業の M&A 取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- 製造業、サービス業、農業及びコモディティの分野の事業が、自動化のための資本的支出を行った場合、当該支出について加速償却を行うことができる。

税制優遇措置の延長

税制	延長後の期限
国外所得に関する所得税免税 マレーシアの個人居住者が受け取る国外所得で、その所得が生じた国で所得税が課されるものについては、マレーシアの所得税は免除される。	2026年12月31日から2036年12月31日までの10年間の延長
スマート AI を用いたリバース・ベンディング・マシン（容器のリサイクルの出来る自動販売機）の sponsorship についての所得控除 リサイクルの促進のため、スマート AI を用いたリバース・ベンディング・マシンに対し事業が貢献又はスポンサーをした場合、所得控除が与えられる。	2026年12月31日までの2年間の延長

印紙税

文書	現行制度	新制度案
2025年1月1日以降締結される、物品の購入（割賦販売を除く）を目的とする、シャリーアの原則に基づくローン・金融契約。	価格に応じ 0.5%の印紙税	RM 10 の印紙税
2年間、マレーシア証券委員会（the Securities Commission Malaysia）に登録された Initial Exchange Offering（以下、「IEO」）プラットフォームを通じて零細、中小企業が締結したローン・金融契約。2025年1月1日から2026年12月31日までに IEO プラットフォームを通じて締結されたローン・金融契約が対象となる。	価格に応じ 0.05%から 0.5%までの印紙税	印紙税免税
国家中小企業開発評議会（the National Small and Medium Enterprises Development Council）によって承認された、Skim Pembiayaan Mikro（以下、「SPM」）に基づくローン・金融契約。2025年1月1日以降 SPM に基づいて締結されるローン・金融契約が対象となる。	5万 RM までは印紙税免除	10万 RM までは印紙税免除

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



生命保険及び家族タカフル契約に関する固定印紙税

- 親近者間の生命保険契約及び家族タカフル証書の譲渡証書については、固定印紙税が課される。本制度は、2025年1月1日以降締結される譲渡証書が対象となる。

所有権移転価格	印紙税率	
	現行	新制度案
最初の 10 万 RM まで	1%	RM 10
10 万 RM 超から 50 万 RM まで	2%	RM 100
50 万 RM 超から 100 万 RM まで	3%	RM 500

[最初のページに戻る](#)

フィリピン

非居住者デジタルサービスプロバイダーに対する VAT 課税を定める新法への署名

概要

フィリピン共和国法令第 12023 号は、非居住者である Digital Service Provider (DSP) が提供するフィリピン国内で消費されるデジタルサービスに VAT を課すものである。この法律は、官報または一般紙に掲載されてから 15 日後に発効する。年間売上が約 800 万円程度で規制対象となる DSP に該当する可能性が生じてくるため、クロスボーダーでフィリピンを含む国・法域にサービスを提供する多国籍企業には影響が大きい。以下では、新法の概要を簡単に通覧する。

詳細

取引又は事業の過程で提供されるデジタルサービスは、VAT の対象となる取引類型の 1 つとして明示された。「デジタルサービス」とは、インターネット又はその他の電子ネットワークを通じて、情報技術を利用して提供され、サービスの提供が基本的に自動化されているサービスを指す。デジタルサービスには以下が含まれる：

- ① オンライン検索エンジン
- ② オンラインマーケットプレイス又は E マーケットプレイス
- ③ クラウドサービス
- ④ オンラインメディア及び広告
- ⑤ オンラインプラットフォーム
- ⑥ デジタル商品

「非居住者 DSP」とは、フィリピンに物理的な拠点を持たない DSP を指す。

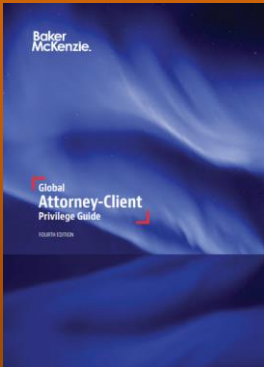
デジタルサービスを提供する非居住者 DSP は、(i) VAT 免税売上を除く過去 12 か月間の総売上が VAT 基準額（現在 300 万 PHP、約 800 万円弱）を超

「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方はメールにてご連絡ください。



える場合、又は、(ii) VAT 免税売上を除く総売上高が VAT 基準額を超えると信じるに足る合理的な理由がある場合には VAT 登録が必要となる。BIR は、非居住者 DSP 向けの簡素化された自動 VAT 登録システムを構築する予定である。

非居住者 DSP が提供するデジタルサービスは、それがフィリピン国内で消費された場合、フィリピン国内で実行又は提供されたものとみなされる。

BtoC 取引 (すなわち、VAT 登録をしていないフィリピンの顧客との取引) において、DSP は、居住者であるか非居住者であるかにかかわらず、フィリピンで消費されたデジタルサービスに対する VAT を賦課、徴収、及び納付する義務がある。

フィリピンの VAT 登録顧客との企業間取引において、非居住者 DSP は、フィリピンの VAT 登録納税者が非居住者 DSP からフィリピンで消費されるデジタルサービスの購入にかかる VAT を源泉徴収し、送金する必要がある「リバースチャージ制度」の対象となる。

DSP がオンラインマーケットプレイス又は E マーケットプレイスを提供する場合、当該 DSP が商品供給の主要な側面を管理し、(a) 直接又は間接的に商品供給の条件を設定し、(b) 直接又は間接的に商品の注文又は配送に関与している場合に限り、そのプラットフォームを経由する非居住者の販売者の取引にかかる VAT を BIR に送金する義務がある。

(a) 正規に認定された私立教育機関及び政府教育機関が提供するオンラインコース、オンラインセミナー、オンライントレーニング、及び DepEd、CHED、TESDA、及びこれらの政府機関に認定された教育機関へのオンラインサブスクリプションベースのサービスの販売、及び(b)銀行、準銀行機能を果たすノンバンク金融仲介機関、及びその他のノンバンク金融仲介機関のサービス (さまざまなデジタルプラットフォームを通じて提供されるものを含む) は VAT の対象外である。

非居住者 DSP は、控除可能な前段階税 (input tax) を請求することができない。

VAT 登録非居住者 DSP は、デジタルサービスの販売、物々交換、交換毎に、デジタル販売インボイス又は商業インボイスを発行する必要がある。デジタル・セールス又はコマーシャル・インボイスには、以下が記載されていなければならない: (i) 取引日、(ii) 取引参照番号、(iii) 消費者の特定、(iv) 取引の簡単な説明、(v) 合計金額。また、下記の項目の該当がある場合、それぞれに関する記載も要する: デジタルサービスの販売価格の課税、VAT 非課税、VAT ゼロ税率の各構成要素による内訳、及び各構成要素に対する VAT の計算。

VAT 登録非居住者 DSP は、フィリピン税法上の子会社売上・仕入記帳の保持義務の対象外である。

内国歳入庁長官 (CIR) は、フィリピンで実施又は提供されたデジタルサービスを遮断することにより、非居住者 DSP のフィリピンにおける事業活動を停止することができる。これは、フィリピン情報通信技術省 (DICT) 及び国家電気通信委員会 (NTC) を通じて実施される。

非居住者 DSP に対する通信、通知、召喚は、電子メールによるメッセージングで行うことができる。

[最初のページに戻る](#)

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご覧ください。



3. 豪州

オーストラリア

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策法の重要な改正案が提出 – 規制対象となる業務が拡大

2024年9月11日、オーストラリア政府は、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策（以下、「AML/CTF」）制度を、不動産専門家や、弁護士、会計士、信託・会社サービス提供者を含む専門サービス提供者、並びに宝石及び貴金属商に対して適用を拡大することを内容とする法案を提出した。

本法案は、2024年マネーロンダリング及びテロ資金供与対策改正法（以下、「改正法」）と呼ばれている。改正法は、指定業種に関する更なるアップデートを行い、報告主体の取締役会及びAML/CTFコンプライアンスオフィサーの責任を明確化し、AML/CTFプログラムの更新を規定し、顧客デューデリジェンス（以下、「CDD」）の要件の一部を見直すものである。また、デジタル資産及び価値の移転に関する新規指定サービスも提案するものである。

草案通りに可決されれば、改正法は2026年に施行される。

AML/CTF制度の適用対象サービスの拡張

改正法は、AML/CTF制度を以下の業者による一定の（全てではない）サービスに対して適用することを提案している。

- 不動産専門家
- 専門サービス提供者（例：弁護士、運送業者、会計士、信託・会社サービス提供者）
- 貴金属及び宝石商
- 仮想資産サービス提供者

改正法の説明文書は、オーストラリア取引報告分析センター（以下、「AUSTRAC」）の報告対象企業が、約17,000事業者から約90,000事業者に拡大する見込みであると記されている。

1. 不動産サービス

不動産サービスに関する指定サービスの案は、以下の通りである：

- 業務として、買主、売主、譲受人又は譲渡人を代理して、販売、購入又は譲渡を仲介すること
- 独立した不動産代理人によって仲介を受けずに、不動産売却の業務として、不動産を売却又は譲渡すること

2. 貴金属及び宝石商

貴金属及び宝石商に関する指定サービスの案は、以下の通りである：

- 地金販売の業務として、地金を売買すること
- 業務として、以下の一又は複数の物品を売買すること。ただし、当該売買が、単一若しくは関連し又は関連するおそれのある複数の取引で、総額10,000ドル以上の現金又は仮想資産の移転を伴う場合に限られる。

- ① 貴金属
- ② 宝石
- ③ 高価な製品

①から③のいずれか2つ以上の組み合わせたもの

なお、改正法において、地金の定義がアップデートされている点に留意する必要がある。加えて、「高価な製品（precious products）」は、改正法において、貴金属、宝石、又はその両方により構成されているか、又はこれを含む若しくは取り付けられた全てのもの－宝飾品、時計、装飾品（宝飾品、時計を除く）、及び金銀細工品－と定義されている。改正法では、時計の文字盤にルビーがあしらわれたステンレス製の時計、プラチナ製のネクタイピン、金と真珠のネックレスが具体例として挙げられている。

3. 専門サービス

改正法の別紙3には、専門サービスに関する指定サービスが、数多く列挙されている。全リストは本記事には掲載しないが、以下に2つの指定サービスについて言及することとする。

特に注目すべきは、業務として、以下の取引の計画や実行を支援し、又は取引において当事者のために若しくは代理して行う、改正法における指定サービスである。

- 不動産の売却
- 不動産の購入
- 不動産の譲渡（裁判所又は裁決機関の命令に従い、又はその結果として生じた譲渡を除く）

また、当事者が当該法人又は法的関係の実質的支配者である又は実質的支配者になる予定である場合において、当該当事者の以下の取引の計画や実行を支援し、又は当該当事者のために若しくは代理して行う行為をいう。

- 法人又は法的関係の売却
- 法人又は法的関係の購入
- 法人又は法的関係の譲渡（裁判所又は裁決機関の命令に従い、又はその結果として生じた譲渡を除く）

4. 仮想資産サービス

仮想資産サービスに関する指定サービスの案は、以下の通りである。

- 仮想資産サービス提供者の業務として行う、仮想資産保管サービスの提供
- 仮想資産サービス提供者の業務として行う、(a) 仮想資産を金銭（オーストラリア通貨であるかを問わない）に、又は(b) 金銭（オーストラリア通貨であるかを問わない）を仮想資産へと交換又は交換の手配をすること
- 仮想資産サービス提供者の業務として行う、仮想資産を仮想資産（同種であるかを問わない）に交換又は交換の手配をすること

- 当該サービスが提供又は販売に参加する業務として行われた場合における、別の表（第6条（2））で言及された指定サービスを提供すること

仮想資産の定義は広範であるが、改正法では仮想資産に該当しないものとして、とりわけ金銭、顧客ロイヤリティ・還元ポイントを除外するとしている。

仮想資産保管サービスは、改正法において、サービスの提供者と顧客、又はサービスの提供者と顧客と取り決めを有する他の者との間で結ばれた取り決めに基づき、顧客又は顧客が指定する他の者のために又はその者を代理して行う仮想資産又は秘密鍵を管理するサービスをいう。

支払い、送金サービス

支払いサービス提供者又は送金者は、改正法が、現行の2006年マネーロンダリング及びテロ資金供与対策法（以下、「AML/CTF法」）の指定サービス第29号から第32号を廃止し、これらを以下の通り変更している点に留意されたい。

- 発注機関の立場で、支払人に代わって価値の移転の指示を承諾すること
- 受益機関の立場で、価値の移転に関して、移転された価値を受取人が利用できるようにすること
- 仲介機関の立場で、価値移転チェーンにおける価値の移転のための移転メッセージを、他の仲介機関又は受益機関に伝達すること

「価値の移転（transfer of value）」という用語は、金銭、仮想資産又はその他の財産（現金、その他の有形の資産の譲渡若しくは2007年マネーロンダリング及びテロ資金供与対策規則（以下、「AML/CTF規則」）で指定されている種類のもの）の移転は含まれない）として、広く定義されている。

受益機関、仲介機関及び発注機関という用語は、改正法において定義されている。一定の例外が定められるが、仲介機関とは、業務として、価値移転チェーンにおける価値の移転のための移転メッセージを受領し、伝達する者（又は、AML/CTF規則に規定された者）をいう。価値の移転のための「移転メッセージ」とは、価値の移転に関する支払者の指示内容に関連する情報を含むメッセージを意味するが、AML/CTF規則に規定されたものを含まない。これは、AML/CTF法の下で以前は規制されていなかった事業体にまで拡張する可能性がある。

発注機関、受益機関、仲介機関に適用される、価値の移転に関する追加の義務が提案されている。例えば、仲介機関は、AML/CTF規制に規定されている価値の移転に関する情報を受領しているかどうかを監視するための合理的な措置を講じなければならない。

その他重要な定義の変更

改正法では、AML/CTF法の適用範囲に関連するその他の定義の変更も提案されている。「クレジットカード」、「デビットカード」、「デリバティブ」、「発行」、「ローン」、「金銭」、「証券」、「証券及びデリバティブ」などの定義が変更される。

- 「前払式支払カード（stored value card）」の定義は、AML/CFL規則の第80章を取り入れ、主要な用語の変更を反映させるために更新される。

- 「口座 (account)」の定義は、包括的な定義である点が変わらないが、口座の種類は記載されなくなる。新たな定義には、「『口座』には、(a)残高ゼロの口座、(b)取引が認められていない口座が含まれる」旨が記載される。
- 第 21 号及び第 22 号は、AML/CTF 法第 5 条にある、「クレジットカード」及び「デビットカード」の定義を修正するものである。その趣旨は、「前払式支払カード」の定義で使用されている箇所を含め、これらの用語の意図する意味を明確にすることにある。説明文書は、この新しい定義により、物理的には存在しない、デジタルのみのクレジットカードが捕捉されるとする。
- 「証券 (security)」の定義は、第 9 条の定義ではなく、2001 年会社法第 7 章の定義が参照される。その結果、証券に係る法的又は衡平法上の権利若しくは持分は、AML/CTF 法上の証券に該当することとなる。
- 「デリバティブ」の定義は、改正案において、「証券」の意味を参照するように更新されている。
- 「発行 (issue)」の定義は、証券又はデリバティブに関連して使用される場合を含め、会社法の第 7 章 (716E 条) の意味を有する。
- 「ローン」の定義の一部は、現在、2010 年競争・消費者法 (以下、「CCA」) に概説されている商品及びサービスの定義に依拠している。しかし、CCA のサービスの定義には、AML/CTF 制度から除外することを意図していない銀行、保険及びその他の金融関連のサービスが除外されている。そのため、「ローン」の定義から、CCA の参照条項は削除された。

AML/CTF プログラム

改正法は、AML/CTF 法の第 7 章を削除し、これを新しい第 1A 章に置き換えることを提案している。一般的な義務から、AML/CTF プログラムをパート A とパート B に分けて構成する現行の規定的義務が削除される。その代わりに、AML/CTF プログラムは、報告主体のリスクアセスメントと報告主体の AML/CTF ポリシーから構成される。これは、FATF 基準や他国での法制度を反映するものとして、世界的に共通する構造を反映したものである。

リスクアセスメントのために、報告主体は、指定サービスが、マネーロンダリングや、テロリズム又は兵器拡散のいずれかの資金調達に悪用されるリスクを特定、評価及び文書化しなければならない。改正法はさらに、報告主体は、マネーロンダリング及びテロ資金供与 (ML/TF) リスクの評価なしに、又はリスク評価が最新ではない場合には、指定サービスの提供を開始してはならないと規定する。この規定に違反した場合、民事罰が課される。

第 1A 章は、報告主体が 2 つの目的を達成するための方針、手続、システム及び統制を組成し、維持するための要件についても詳述している。第一の目的は、報告主体が指定サービスを提供する際に合理的に直面する可能性がある ML/TL リスクを管理し、軽減することである。第二の目的は、報告主体が AML/CTF 法、規則及び規制を遵守することを確保するための内部コンプライアンスの管理である。改正法は、これらのポリシーがカバーしなければならない非網羅的なリストを公開している。

管理機関及び AML/CTF コンプライアンスオフィサーの役割

改正法は、AML/CTF コンプライアンスオフィサーや他の上級管理職の責任とは別となる、管理機関の戦略的監督責任を定めている。この提案によれば、AML/CTF 法は、管理機関が、ML/TF リスク評価、報告主体の AML/CTF ポリ

シー及び AML/CTF 制度の遵守について、継続的に監督する責任を負うと規定する。

改正法は、AML/CTF コンプライアンスオフィサーの設置要件に関する記載を、AML/CTF 規則から AML/CTF 法に移した。改正法において、AML/CTF コンプライアンスオフィサーは、オーストラリアの居住者であること、適格者であること、AML/CTF 規制で規定されているその他の要件を満たすことなどの基準を満たさなければならないものとされる。

報告主体は、指定サービスの提供から 8 日以内にコンプライアンスオフィサーを指名しなければならないことが明確化された。期間内に AML/CTF コンプライアンスオフィサーを指名しなかった場合、及びコンプライアンスオフィサーである者を AUSTRAC に通知しなかった場合、いずれも改正法に基づく民事罰の対象となる。同様に、AML/CTF コンプライアンスオフィサーが報告主体にとってその役割を担う資格を失った場合、報告主体は 28 日以内に新たなコンプライアンスオフィサーを指名する必要があるとする。

ML/TF リスクアセスメント及び AML/CTF ポリシーの承認に関して、改正法では、いずれの更新も報告主体の上級管理者の承認を得なければならないと規定している。報告主体の管理機関は、報告主体の ML/TF リスク、大量破壊兵器拡散資金リスクについての効果的な戦略的監督を提供し、これらを管理又は軽減する能力があることを確保するために、承認済みの更新事項を通知される必要がある。

CDD

改正法が、強化された CDD を含む多くのデューデリジェンス要件を AML/CTF 法に移すことを提案している点は、重要である。

改正法は、新たなデューデリジェンス要件を提案している。例えば、報告主体が以下の各項目を合理的な根拠に基づいて確認していない場合、報告主体は指定サービスの提供を開始してはならない。

- 顧客の身元
- 顧客が代理人として指定サービスを受ける、その本人の身元
- 顧客の代理を務める人物及びその権限
- 顧客が個人でない場合、顧客の実質的支配者の身元
- 顧客、顧客の実質的支配者、顧客が代理人として指定サービスを受ける場合のその本人、又は顧客の代理人が、以下に該当するかどうか
 - 重要な公的地位を有する者
 - 金融制裁の対象となる者 (PEP)
- 取引関係又は臨時取引の性質と目的
- 顧客に関するその他の事項で、AML/CTF 規則に規定されているもの

重要なのは、重要な公的地位を有する者のスクリーニングと実質的支配者の特定を、指定サービスが提供される前に実施しなければならないという点である。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

英国

2024 年秋季予算-発表の概要

はじめに

2024 年 10 月 30 日、財務大臣は秋季予算案を発表した。これは、労働党政権による初の予算案である。

予算案には、従前発表されていた非永住居住者（resident nondomiciliaries、以下、「RND」）制度（以下、「RND 制度」）及び英国相続税（UK inheritance tax、以下、「IHT」）についての変更案が含まれており、タックスプランニングに大きな影響を及ぼし得る。

注目すべきは、予算案には、除外財産信託（Excluded Property Trust）を有する、過去 2 年間に於いて英国を出国したみなし永住者に対する、「税の罾」も含まれている。RND 制度の変更を見越して出国した者は、知らず知らずのうちにこの罾に引っかかっているかを確認すべきである。

発表の概要

政府の発表に含まれる重要な変更は、主に以下である。

- RND 制度と送金ベースでの課税の廃止。
- 新しい 4 年間の英国外源泉の所得及びキャピタルゲイン（foreign income and gains、FIG）制度（以下、「FIG 制度」）の導入。
- 永住地（Domicile）ベースから居住地（Residence）ベースの制度に移行する IHT 改正により、過去 20 年間の課税期間のうち 10 年間英国居住者であった者は、全世界の財産が IHT の対象となる。
- 信託税制の改正により、英国の長期居住者（long-term resident、定義については後述）が設定した信託には、委託者が長期居住者でなくなった時点で最大 6% のエグジットチャージが課されるなど、IHT が課される。

現行制度下での RND

現行制度においては、RND、即ち、英国居住者であっても、英国永住者でない者又は永住者とみなされない者（例えば、英国外で生まれた者や、英国人でない両親のもとに生まれた者等）は、英国における課税について、送金ベースによる課税を選択することができる。

つまり、このような RND は、FIG の英国への「送金」（即ち、英国国内への持ち込み）がない限り、英国国内源泉の所得及びキャピタルゲインに対してのみ英国の所得税及びキャピタルゲイン税（以下、「CGT」）が課される。

RND はまた、過去 20 年間の課税年度のうち 15 年間英国に居住し、「みなし永住者」となった場合に、IHT を回避する手段として信託を利用することもできる。

保守党前政権の改正案

2024 年 3 月、保守党前政権は RND に関連するルールを改正する計画を発表した。この計画は、送金ベースによる課税を新しい「4 年間の FIG 制度」に置き換えることも含まれていた。

この制度は、10年間の税務上の英国非居住を経た後、英国居住者となってから最初の4年の課税年度に適用される。

保守党前政権は、対象となる個人が税務上英国居住者となってから最初の4年間に発生したFIGに関しては税金が発生せず、また、追加的な税金が課されることなくこれらの資金を英国に送金できると発表していた。

加えて、保守党前政権は、IHTを改正し、永住地ベースの制度から居住地ベースの制度に移行する計画を発表していた。

この改正案により、英国に10年間居住していた個人は、その者が英国居住者でなくなってから10年間において、その全世界の資産がIHTの課税対象となる。

これらの改革は、2025年4月5日より後に設定される信託のIHT課税にも影響すると予想されていた。しかし、保守党前政権は、2025年4月6日より前に設定された除外財産信託に対して優遇措置を設けると発表していた。

大まかに言えば、2025年4月6日より前に設定された信託は、その時点で委託者が英国永住者でなければ、「関連財産」に対する様々なIHT課税の対象外となる。これには、信託が設定されてから10年ごとに課される「アニバーサリーチャージ」（最高6%）や、信託から財産が拠出される時に課される「エグジットチャージ」（最高6%）が含まれる。

秋季予算案で発表された改正案

労働党は保守党前政権の改正案を大筋で採用したが、特にIHTと除外財産信託について、大幅な修正を加えた。労働党が提示した改正案を以下に示す。

1. 新FIG制度

2025年4月6日以降、RNDには送金ベースの課税は適用されなくなる。その代わりに、10年間税務上の非居住者であった者が、英国居住者となってから最初の4年間は、「4年間のFIG制度」が適用される。これは、保守党前政権が2024年3月に提案した内容がほぼ踏襲されている。

新制度の適用を申請する個人は、英国に持ち込まれたか否かにかかわらず、英国居住者となってから最初の4年間に発生したFIGに対する課税を免れることができる。これは、個人が英国に資金を持ち込んでも課税されないという点で、従来の送金ベースのルールを上回る利点がある。英国に移住する者は、簡易且つ税効率の高い方法で、英国に資金を持ち込んで消費することができるようになる可能性がある。

重要な点は、4年間のFIG制度は、少なくとも連続して10年間英国非居住者であった者が、英国の居住者になってからの4年間にのみ適用されるということである。この制度の適用を受けられる個人は、法定居住テスト（Statutory Residence Test、以下、「SRT」）に基づき判定される英国居住者であるかどうかで決まる。租税条約に基づき判定される居住であるかどうかは関係しない。

英国に入国する前に連続して10年間の英国非居住者としての期間があり、2025年4月6日時点でまだ居住者としての期間が4年以内である場合、4年に達するまで新制度を利用することができる。

2. FIG制度と信託

労働党は、4年間のFIG制度を利用する資格のある英国居住者が、信託から国外源泉である分配や給付を受ける場合、その分配や給付に対しても4年間のFIG制度の適用があることを確認した。

したがって、4年間のFIG制度の適用を受けることができる委託者及び受益者は、実際に英国で受領したか否かに関わらず、信託からの受益に対する課税が免除される。

英国居住者が委託者である既存の信託にとって特に重要なのは、新しいFIG制度の適用を受けられない非永住者及びみなし永住者は、自身が委託者且つ受益者である信託ストラクチャーにおいて発生するFIGに対する課税を避けることができなくなるということである。2025年4月6日以降は、信託において発生したFIGは、委託者自身のFIGであるかのように課税（即ち、構成員課税）されることになる。

3. 相続税法の改正

2025年4月6日以降、英国では、税務上の「永住地」という概念は廃止され、英国国外の資産がIHTの課税対象となるか否かは、課税事由（例えば死亡）が発生した課税年度の直前の20課税年度のうち、少なくとも10課税年度において英国に居住していたかにより決まる。このような者は「長期居住者（long-term resident）」と呼ばれることになる。

課税事由発生前に、過去20年間のうち少なくとも10年間英国居住者であり、その後英国非居住者となり英国外に居住し続けている個人に対して、政府は、英国居住者期間が過去20年間のうち10年から19年間であった者の長期居住者として取扱う期間を短縮する規定を設けている。

居住者であった期間が10年から13年の場合は、非居住者となってから3年間は長期居住者であり、これは現行のみなし永住者とほぼ同じである。その後、居住年数が1年増えるごとに長期居住者であり続ける期間が1年増える。したがって、例えば、英国非居住者となった際に居住年数が20年中15年であった場合は5年間、英国非居住者となった際に居住年数が20年中17年であった場合は7年間、長期居住者であり続ける。

たとえ英国に戻ったとしても、連続して10年間英国非居住者であった者は、IHT上、長期居住者として扱われない。したがって、事実上、居住者である年数のカウントがリセットされることになる。このことは、英国に本籍があり、英国に戻ることを希望している者に有利である。

4. 除外財産信託への影響

現行のルールでは、信託設定時に委託者が英国非永住者であった場合、信託に含まれる英国国外の財産は除外財産とみなされ、様々なIHT課税の対象外となる。このような課税には、信託設定から10年ごとに課される「アニバーサリーチャージ」（信託の下で保有される資産価値の最大6%）や、信託から財産が拠出される際に課される「エグジットチャージ」（同じく、信託の下で保有される資産価値の最大6%）が含まれる。

2025年4月6日以降、委託者が長期居住者である時において信託を構成している英国国外の財産に対してもIHTが課されることになる。つまり、信託に譲渡された財産は、信託設定時に委託者が永住者であったかではなく、課税事由時点で委託者が長期居住者であったかに基づいて、上述のアニバーサリーチャージとエグジットチャージが課されるかが決まる。

委託者が2025年4月6日以降に死亡した場合、その後に信託が除外財産信託となるかは、委託者が死亡時に長期居住者であったかにより決まる。したがって、委託者が死亡した年に長期居住者であった場合、全世界の財産が、信託の存続期間中、IHTの対象となる。

さらに、委託者が長期居住者でなくなった場合、英国国外の財産は除外財産となり、その結果、エグジットチャージが発生することになる。これは予告されていなかった発表であり、既存の信託を有する英国を出国予定の者や、

既に英国を出国している者にとっては、これらの出国によりエグジットチャージが発生し、予期せぬ影響を及ぼす可能性がある。

現行の IHT には、利益留保付贈与（gift with reservation of benefit、以下、「GROB」）ルールと呼ばれる規定がある。大まかには、英国居住者が財産を贈与したが、贈与された財産に関して何らかの利益を留保する場合に適用される。また、GROB は財産を信託に譲渡する場合にも適用される。このルールは 2025 年 4 月以降も適用される。個人が死亡した時点（又は利益留保が終了した時点）で長期居住者である場合、利益留保付贈与がされた英国国外の財産は、GROB ルールにより課税対象であり続ける。これは、その者が長期居住者でなかった時に贈与が行われた場合でも同様である。

しかし、労働党は、2024 年 10 月 30 日時点で除外財産信託に所有されている除外財産については、GROB ルールが適用されないという例外規定を設けている。したがって、これらの信託が所有する財産には、最大 6% のアンバーサリーチャージ及びエグジットチャージが課される可能性はあるが、除外財産に相当する財産については、GROB は適用されず、したがって 40% の IHT 課税もないはずである。除外財産信託を有する多くの個人にとって、2025 年 4 月 6 日以前に英国から完全に出国した場合であっても、これらの信託は日割り計算されたエグジットチャージの対象となることに留意すべきである。

5. 事業用財産減免（BPR）及び農業用財産減免（APR）

労働党は、2026 年 4 月以降、事業用財産及び農業用財産の承継に対する IHT 免税措置について、資産価値 100 万ポンドを上限とすると発表した。この上限を超えると、40% の税率が 20% になるものの、IHT の課税対象となる。BPR と APR の両方が適用される場合、これらの軽減措置は連結して適用される（つまり、50 万ポンドの事業用財産と 50 万ポンドの農業用財産が相続財産である場合、これらは全て IHT の免税の対象となる）。

新たに発表されたこれらの制限は、関連財産制度の対象となる信託に適用される。また、100 万ポンドの上限は、これらの信託に課される 10 年毎のアンバーサリーチャージ（信託の下で保有される資産価値の最大 6%）にも適用され、上限を超える対象財産は 50% の減税措置の対象となると考えられる。

なお、2026 年 4 月 6 日以降、特定の証券取引所に上場していない株式（例：AIM 上場株式）については、100 万ポンドの控除がなく、50% の減税措置のみとなる。

6. CGT におけるリベース

政府は、新しい 4 年間の FIG 制度の適用を受けられず、2025 年 4 月 6 日以降に国外源泉のキャピタルゲインに対して CGT が課される個人にとって有益な、リベース（ステップアップ）制度を発表した。このような者は、CGT との関係において、保有する国外財産を 2017 年 4 月 5 日時点の時価にリベースすることができる。

7. 一時本国送金制度（TRF）

従前の送金課税の下発生した FIG の本国送金を促すため、新しい一時的本国送金制度（Temporary Repatriation Facility、以下、「TRF」）が 2025 年 4 月 6 日から導入される。

現状の制度の下では、個人が未だ英国に送金されていない FIG を保有する場合、課税を受けることなくこれを英国に持ち込むことはできない。

そこで、英国への資金の移動を促進するため、2025 年 4 月 6 日から 3 年間、TRF が利用可能となる（保守前政権が 2024 年 3 月に当初提示していた 2 年間よりも長期である）。

現状の制度における税率は最大 45%であるが、この制度の下で英国に持ち込まれる一定の金額に対する課税は、12%（2025/26 年度と 2026/27 年度）又は 15%（2027/28 年度）の税率となる。

その他

1. キャリード・インタレスト

7月に発表された Call for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）では、キャリード・インタレストの課税の抜け穴に対抗する政府の意向が確認された。夏に行われた関係者との意見交換を経て、労働党はキャリード・インタレスト税制の改正案を発表した。

暫定措置として、2025年4月6日以降、キャリード・インタレストに適用される CGT の税率は、現行の 18%又は 28%から 32%に一本化される。

これに続き、政府は 2026年4月6日から、キャリード・インタレストへの課税を所得税の枠組みに組み入れるという更なる改正を行う予定である。政府は、2025年に法案を公表する前に、関係者と作業部会を設置し、この改正案に関する技術的な検討をする予定である。

キャリード・インタレストに関する新制度には、適格キャリード・インタレストに関する特別な計算規定が盛り込まれる予定である。政府は、この規定を利用するためのさらなる適格要件として、最低共同投資要件と、キャリード・インタレストの付与から受領までの最低期間の導入を検討している。これらの適格要件は、2025年1月31日までの協議の対象となっている。

2. 法人税

労働党は、法人税の税率を 25%（G7 諸国の中で最も低い税率）に据え置き、将来的な引き上げは行わないことを確認した。

3. CGT

労働党は、CGT の税率について、最低税率を 10%から 18%に、最高税率を 20%から 24%に引き上げることを確認した。住宅用不動産に対する税率は変わらない（最低税率 24%、最高税率 28%）。

4. 私立学校の学費への課税

労働党は、2025年1月から私立学校の学費に付加価値税（20%）を課すことを決定した。これは、2025年1月1日以前に開始する学期に関して、2024年10月30日以降に支払われた学費を対象とする。また、予算案では、次回の財政予算案に「前払い防止」措置が盛り込まれることが確認されており、この発表を見越して 2024年7月29日以降に私立学校の学費を前払いしていた可能性のある保護者を摘発しようとするものである。

5. 相続された年金に対する IHT

これまで非課税であった個人年金が、IHT の対象となった（現在の非課税枠である 32万5,000ポンドを超える余剰年金に対する税率は 40%）。

6. HMRC の増員

労働党は、HMRC について 65億ポンドの支出削減のため、租税回避スキームや期限後申告を取り締まる新たな措置を導入することを確認した。これには、HMRC の執行スタッフの増員（正確な人数は未確認）や、未納税額に課される利子の 1.5%増などが含まれる。

結論

英国予算案は、多くの人々、とりわけ、送金ベース課税と除外財産信託を用いたタックスプランニングにより利益を得てきた RND に広く影響を与えることになる。

これらの新たな措置は、一見、非常に懲罰的な性格を持つように見えるが、TRF の拡大などは、英国に留まることを希望する RND にとって、税負担の増加を最小限に抑えることを可能とする。もっとも、より国際的に活動する RND にとっては、この秋季予算案は、家族や事業のためにより適切な税制や承継制度を求めて英国を離れる理由となりうる。

いずれにせよ、今回の予算案により、改正案の詳細がより明らかとなり、対応策の検討が可能となった。

[最初のページに戻る](#)

ルクセンブルク

商業・企業登録手続の変更と個人識別番号の提出

2024 年 11 月 12 日より、ルクセンブルグ企業登録所（以下、「LBR」）は、ルクセンブルグ商業・企業登録（以下、「RCS」）にかかる届出手続にいくつかの変更を導入した。これらの変更は当初 2021 年 10 月 1 日に発表されたものであるが、実施日が延期されており、2024 年 9 月 6 日付の公告と LBR のウェブサイトに掲載された説明用資料により再導入された。

変更の要点は、以下のとおりである。特に、RCS に登録されている又は登録される予定のルクセンブルク又は国外に居住する自然人に対し、ルクセンブルクの国家識別番号（以下、「LNIN」）の提供が義務付けられたことに留意が必要である。

- LBR のデジタル化プロセスの一環として、2024 年 11 月 12 日付で、RCS による従来の PDF 書式が、HTML 形式のオンライン書式に変更された。
- 2024 年 11 月 12 日以降、RCS に登録された法人のファイルに関連して RCS に登録された又は登録されるすべての自然人（マネージャー、取締役、株主、パートナー、監査役、委任代理人など）は、LNIN を RCS に提出しなければならない。これは、届出すべき事項がある際に書式の欄に LNIN を記入するか、RCS のオンラインポータル上で任意に登録情報を更新することにより行う。この要件は、ルクセンブルグ商業・企業登録法（以下、「RCS 法」）第 12 条の 2 に基づく。
- なお、以下のいずれかの例外的な場合には、LNIN を提供する必要はない。
 - 自然人が、RCS に登録された法的手続の枠内で指定された、裁判所が任命した代理人である場合。
 - 自然人が、ルクセンブルクに支店を開設した外国法準拠法人の代理人である場合。
- ルクセンブルクで有償の職業活動に従事する自然人の場合、LNIN はルクセンブルクの社会保障番号となる。

- すでに LNIN を所持している自然人は、その他の通常の本人確認情報に加え、関連する届出手続の際に特定の欄に LNIN を記入する必要がある。補足書類を提出する必要はない。
- ルクセンブルク又は国外に居住し、LNIN を保有していない自然人は、単独で、又は申請プロセス（自然人自身又は自然人が関係する法人に関する最初の登録又は変更の申請）の一環として、RCS に LNIN 取得の申請を行う必要がある。申請は、自然人自身又は自然人が関係する法人に関連する届出手続の担当者が行うことができ、当面は無料である。LNIN を取得するためには、RCS に登録された、又は登録される予定の自然人について、以下の情報及び添付書類を提出する必要がある。
 - 姓、名、生年月日、出生地、性別、国籍、完全な個人住所
 - 有効なパスポート又は身分証明書のコピー
 - 最近 6 か月以内の個人住所を証明する書類
 - 上記 2 つの書類がフランス語、ドイツ語、ルクセンブルク語、英語以外の言語で作成されている場合は、その翻訳。
- 性別、国籍、個人住所に関する情報は RCS には登録されず、自然人登録簿に登録される。
- RCS によって割り当てられた LNIN は公開されない。番号が作成された自然人の個人住所宛に、LNIN が郵送される。RCS に番号の作成を依頼した申請者も、当該自然人が明示的に許可した場合には、LNIN を受領することができる。
- ルクセンブルクに居住していない自然人の場合、LNIN は、新たな RCS 届出要件のためにのみ、自然人登録簿に作成される。LNIN の取得者にはいかなる義務も生じない。
- 提供されるルクセンブルクの住所は、RCS 法第 12 条の 3 に基づき、全国地方・街路登録簿に記載されている住所と一致しなければならない。RCS は住所の照合システムを実施する。
- 経過措置期間が終了した時点で、必要とされる LNIN が提供されていない場合、関連する届出手続は完了しない。

RCS に登録された法人は、関係するすべての自然人の LNIN を提出することが義務付けられ、以下のとおり対応する必要がある。

- ① 企業との株式保有又は委任関係により、RCS に既に登録されている人物のリストを作成する
- ② LNIN を保有している人から LNIN 情報を集める
- ③ LNIN を保有していない人に代わって、LNIN を申請するために必要な授權を取得し、LNIN を取得するために必要な情報と書類を収集する

[最初のページに戻る](#)

5. ESG / Sustainability

EU

欧州議会が森林破壊防止デューデリジェンス規則の適用を延期する改正案を可決

概要

欧州委員会は 2024 年 10 月 2 日、森林破壊防止のためのデューデリジェンス義務化に関する規則（以下、「EUDR」）の適用開始を 1 年間延期する改正案を発表し、欧州議会は同年 11 月 14 日、同改正案を賛成多数で可決した。これにより、EUDR の適用は、大企業には 2025 年 12 月 30 日から、中小企業には 2026 年 6 月 30 日からにそれぞれ延期されることになった。

また、欧州委員会は、上記 10 月 2 日の EUDR 改正案の発表と同時に、デューデリジェンス義務の対象事業者等に向けた新たなガイダンスの発表や FAQ の更新も行っている。

背景

欧州委員会は 2021 年 11 月に EUDR を初めて提案し、EUDR は 2023 年 6 月 29 日に発効した。EUDR は、EU の欧州グリーン・ディールの一環であり、牛、ココア、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材などの特定の主要商品、及び EU 市場に出回る、又は EU 市場から輸出される特定の派生商品（牛肉、皮革、家具、チョコレート等）が、森林破壊に影響を及ぼさないことを保証することを目的としている。適用対象となる企業には、製品が森林破壊を引き起こさず、生産国の関連法を遵守して生産されていることを確認するためのデューデリジェンスを実施し、新たに創設された情報システムに確認用のデューデリジェンス・ステートメント（以下「DDS」）を提出することを求めている。また、EUDR の規定を遵守していない製品の輸入を禁止する。

欧州委員会は、EUDR について、パリ協定に明記された世界的な気候変動に関する約束を履行するための「不可欠な手段」とであると説明している。

大企業への当初の適用開始時期は 2024 年 12 月 30 日を予定していたが、EUDR のガイダンスの発表が遅れていたこともあり、一部の EU 加盟国政府を含む利害関係者からは、数か月にわたるロビー活動や延期要請が相次いでいたという事情があった。欧州委員会は、今回の適用開始延期を提案する通達の中で、EU 域内で準備状況にばらつきがあることや EU 域外の関係者からも懸念の声があがっていることを認めており、また、今回の EUDR 適用延期を、EUDR の適切かつ効果的な実施を確保できるようにするための「段階的導入期間」とであると説明している。

EUDR ガイドラインと FAQ の更新

欧州委員会が公表した FAQ 文書は、関係者から寄せられた 40 の新たな質問に対応しており、EUDR の適用を促進するため、企業及び執行当局にさらなる明確性を提供するとしている。また、一般消費者向けの情報も更新している。当該更新は関係者に概ね好意的に受け止められており、EUDR の制度の複雑さに関する懸念の一部が緩和されたといえる。

EUDR ガイドラインや FAQ にて提供された新たなガイダンスには、以下のような主要なトピックが含まれている。

- 輸入製品の場合、「上市」のタイミングは、他の EU 製品規制法の下での立場とは多少異なること

- EU域外企業がEUに輸入する関連製品に関して「事業者」とみなされる状況
- 上流事業者が、EU域内に輸入する関連製品に関してデューデリジェンスを実施したことを「確認」する場合、下流事業者に期待されること
- 上流企業のDDSを相互参照する目的で、上流企業がデューデリジェンスを実施したことを「確認」する際に、下流企業に期待されること
- 企業自身のビジネスやプロセスにおいて関連製品を使用することの意義
- 木材ベースの包装材がEUDRの適用範囲外とみなされる状況
- 複合製品が複数の異なる関連商品又は製品を含む場合のデューデリジェンス要件（ココアパウダー、ココアバター、パーム油を含むチョコレートバー等）
- 廃棄物のみから作られた製品（例：再生紙）の適用免除
- 情報システムへのDDS提出の頻度と手続方法
- 特に輸入製品の場合、以前は個々の輸入品ごとに個別のDDSが必要であるとの指摘

情報システムに関する最新情報

欧州委員会の発表によると、情報システムは予定通り2024年11月初旬に導入され、2024年12月に全面稼働する予定である。これにより、事業者や取引業者は、改正案で延期された適用開始日より1年早く、デューデリジェンス（適正評価）報告書を登録・提出できるようになる。欧州委員会は、2024年1月に100社を対象としたパイロットテストを実施した後、システムの円滑な運用を確保するため、以下のようないくつかの追加措置を講じた。

- 企業がデューデリジェンス報告書を自動で提出できるようにするための新しいインターフェース
- 手入力の削減
- 加盟国の所轄当局による加盟国の企業向けに研修の実施
- 利害関係者向けの研修の実施

ベンチマーキング

欧州委員会のベンチマーク制度は、森林破壊のない商品をその国で生産するリスクの度合いに応じて、国又は国の一部を3つのカテゴリー（高リスク、標準リスク、低リスク）に分類するものである。低リスク国でのみ生産される商品については、簡易デューデリジェンスのみが義務付けられ、事業者が詳細かつ広範なリスク評価を実施したり、リスク軽減のための手順や手段を採用したりする必要はなくなる。

2024年10月2日のEUDR改正案発表の一環として、欧州委員会はベンチマークを実施するための「方法論の原則」を発表した。また、欧州委員会は、世界の大半の国が低リスクに分類されることを示唆し、2025年6月30日までにベンチマーク制度を最終化するために、高リスクに指定される可能性のある国との対話を強化していると述べた。

国際的パートナーとの協力の強化

また、欧州委員会は、国際協力のための戦略的枠組みを発表した。当該枠組みは、森林破壊のないサプライチェーンに移行できるようにするための生産国への支援や他の消費国との協力等、影響を受ける第三国とのパートナーシップを促進することを目的として、人権を中心としたアプローチ、透明性、情報へのアクセス、強制労働に焦点を当てた企業の取り組み、他の EU 政策との相乗効果など、8つの主要原則に従って実施される。

まとめ

EUDR 適用開始の延期については、すべての利害関係者が賛同しているわけではなく、適用対象企業の中には、新たなガイダンスで示された内容に照らせば、当初の実施期限を守ることは可能であったはずだと指摘する声もある。しかし、欧州委員会の発表と一連のガイドラインや FAQ の更新等は、対 EU 米国商工会議所や多くの業界団体を含むビジネス界全体から広く歓迎されているのも事実である。今後のガイドラインや FAQ を含むガイダンスの更新にも注視しつつ、関連企業は EUDR の適用開始に向け引き続き準備を進めていく必要がある。

[最初のページに戻る](#)